

栃木県保健医療計画

(8期計画)



令和6(2024)年3月

栃木県

Dr.とちまるくん

県民の皆様へ



本県では、昭和 63(1988)年に保健医療に関する基本的な指針として「栃木県保健医療計画」を策定し、以来、見直しを重ねながら、現在まで医療提供体制の整備、県民の健康づくりの推進などの各種施策を展開して参りました。

この間、人口減少・超高齢社会の到来、生活習慣病の増加、医療技術の進歩、医師の働き方改革や県民の医療に対する意識の変化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化してきています。そうした中で増大し多様化する医療・介護ニーズに適切に対応していくための医療・介護提供体制の構築は喫緊かつ重要な課題となっています。

そのため、「栃木県保健医療計画(8期計画)」では「県民が安全・安心に暮らすための保健・医療・介護提供体制の構築」を基本理念として掲げました。この理念の下、安全で質の高い適切な医療を効率的に提供できる体制の整備、生涯健康で安心して暮らすことができる環境の実現等に向けて各種施策に取り組んで参ります。

また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療のみならず私たちの生活に広く影響を及ぼしました。感染症への備えは健康危機管理上の重要な対策であるとの認識から、本計画では「新興感染症発生・まん延時における医療」を 6 事業目として新たに位置づけることといたしました。新たな感染症が発生した場合や災害等の有事においても県民の皆様が必要とする医療等を確実に受けることができる体制の構築に努めて参ります。

更に、本計画では、5疾患・6事業及び在宅医療の 12 分野について、施策・事業と目指すべき姿との論理的な関係性を整理するために「施策・指標体系図(ロジックモデル)」を導入することといたしました。この体系図を活用して、施策・事業の結果だけではなく、取組による成果や効果も把握することにより、目指すべき姿の実現に向けて、着実な進捗管理を行い、より良い施策の展開につなげていきたいと考えております。

社会が大きく変化していく中でも未来を担う子どもたちに誇れる栃木県となることを目指し、市町や関係機関・団体等と連携を図りながら、計画を着実に推進して参りますので、県民の皆様には格別の御理解と御協力をお願ひいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました「栃木県医療審議会保健医療計画部会」及び「栃木県医療審議会」並びに各分野の協議会・審議会の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6(2024)年 3月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1章 保健医療計画の基本的な事項	1
第1節 策定の趣旨	2
第2節 基本理念	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画期間	3
第5節 進行管理及び計画の評価	3
第2章 栃木県の保健医療の現状	5
第1節 地域の特性	6
第2節 人口の特性	7
1 総人口	7
2 年齢階級別人口	7
3 出生	9
4 死亡	10
5 平均寿命	12
6 健康寿命	12
第3節 受療の状況	13
1 患者数	13
2 入院の状況	14
3 圏域間の流入・流出の状況	15
4 傷病分類別の状況	16
第4節 医療資源の状況	17
1 病院	17
2 一般診療所	17
3 歯科診療所(病院歯科を含む)	18
4 薬局	18
5 訪問看護事業所	19
6 保健所・市町村保健センター	19
第5節 医療費の状況	20
第3章 保健医療圏と基準病床数	23
第1節 保健医療圏	24
1 基本的な考え方	24
2 保健医療圏の設定	24
第2節 基準病床数	27
1 基準病床数	27
2 届出により一般病床を設置できる診療所	28
第4章 良質で効率的な医療の確保	29

第1節 住民・患者の立場に立った医療サービスの提供	30
1 医療サービスの向上	30
2 医療広告の規制の強化	30
3 外国人患者への医療提供	31
第2節 医療機関の機能分担と連携	33
1 かかりつけ医	33
2 かかりつけ歯科医	33
3 かかりつけ薬剤師・薬局	34
4 地域医療支援病院	35
5 公的医療機関等	37
6 紹介受診重点医療機関	38
第3節 医療安全対策の推進	40
第4節 医薬品等の安全対策及び血液等の確保	41
1 医薬品等の安全対策	41
2 後発医薬品の使用推進	42
3 血液等の確保	43
第5節 保健医療に関する情報化及び医療 DX の推進	45
第5章 5疾病・6事業及び在宅医療の医療連携体制	49
第1節 がん	50
第2節 脳卒中	62
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患	74
第4節 糖尿病	86
第5節 精神疾患	95
第6節 救急医療	109
第7節 災害医療	120
第8節 新興感染症発生・まん延時における医療	128
第9節 へき地医療	136
第10節 周産期医療	141
第11節 小児救急を含む小児医療	150
第12節 在宅医療	159
第6章 地域医療構想の取組	173
第7章 外来医療計画の取組	177
第8章 各分野の医療体制の充実	181
第1節 感染症	182
1 感染症(全般)	182
2 結核	183
3 エイズ・性感染症	184
4 ウィルス性肝炎	185
第2節 移植医療	186

1 腸器移植	186
2 骨髄バンク事業	186
第3節 難病	188
第4節 アレルギー疾患	189
第5節 慢性閉塞性肺疾患(COPD)	190
第6節 慢性腎臓病(CKD)	191
第7節 歯科保健医療	194
第9章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	197
第1節 健康づくりの推進	198
第2節 高齢者保健福祉対策	206
第3節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策	210
第4節 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)	211
第5節 障害保健福祉対策	212
第6節 母子保健対策	213
第7節 学校保健対策	216
第8節 働く世代の健康づくり	218
第9節 自殺対策の推進	220
第10節 薬物乱用の防止	222
第11節 食の安全・安心・信頼性の確保	223
第12節 健康危機管理体制の整備	225
第10章 保健・医療・介護・福祉を支える人材の確保・育成	227
第1節 医師	228
第2節 歯科医師	231
第3節 薬剤師	232
第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)	234
第5節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	236
第6節 管理栄養士・栄養士	237
第7節 獣医師	238
第8節 介護サービス従事者	239
第9節 多様な保健・医療・福祉サービス従事者	240
第11章 計画の周知及び推進体制	243
第1節 計画の周知と情報公開	244
1 計画の周知	244
2 情報公開	244
第2節 計画の推進体制と役割分担	244
1 計画の推進体制	244
2 関係者の役割分担	244